

## ステップ5 リスクの見積り

「**ステップ4** 危険性又は有害性の特定」で特定された危険性又は有害性について、どの程度労働災害や健康障害が発生しやすいのか「可能性の度合」、発生した場合にどの程度の大きな災害や健康障害になりうるのか「重篤度」という観点から、リスクの大きさを見積もります。

### (1) 見積りの手法

リスクの見積り手法には、様々な手法があります。巻末の参考資料「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」の別添4では、3つの手法を紹介しています。

例1： マトリクスを用いた方法 (151頁)

例2： 数値化による方法 (152頁)

例3： 枝分かれ図を用いた方法 (152頁)

ただし、これらの手法は代表的な例であり、指針に定める次の事項を満たしている限り、他の手法によっても差し替えないとしています。

**【指針9 リスクの見積り】**  
 危険性又は有害性により発生するおそれのある負傷又は疾病の重篤度及びそれらの発生の可能性の度合をそれぞれ考慮して、リスクを見積もるものとする。

また、リスクの見積りは、優先度を定めるために行うものなので、必ずしも数値化する必要はなく、相対的な分類でも差し支えないとしています。しかし、厚生労働省が発表した「大規模製造事業場における安全管理等に係る自主点検」によると、下図のようにランク分けした場合、点数化して実施した場合の方が災害発生率の結果で効果があることがわかります。

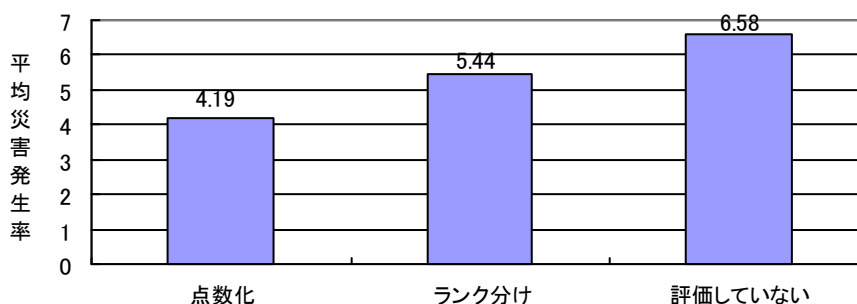


図2-2 リスク評価の実施状況による災害発生率の比較

本マニュアルでは、上記のような結果を踏まえて、産業廃棄物処理業向けにいくつかの状況（有害な粉じん等長期ばく露による健康障害）に応じたリスクの見積り手法（例）（84頁）を作成し、リスクを見積ることとしています。

→ 資料集9 参照